資料1

加古川市男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱

（目的）
第１条　この要綱は、加古川市男女共同参画社会づくり懇話会（以下「懇話会」という）の設置及び運営に関し必要な事項を定め、もって男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。
（所掌事務）
第２条　懇話会は、前条の目的を達成するため、次の事務を所掌することとする。
（１）加古川市男女共同参画行動計画に掲げた施策の推進について意見を述べる。
（２）その他男女共同参画施策を推進するため必要な事項について意見を述べる。
（組織）
第３条　懇話会は、市長が委嘱した委員１２名以内をもって組織する。
（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。
２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　懇話会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。
２　懇話会は、会長が会議を進行する。
３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
（関係者の出席）
第６条　懇話会が必要と認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（報償費等）
第７条　市は、懇話会の委員及び関係者が懇話会に出席した場合は、報償費及び費用弁償として旅費を支給することができる。
２　報償費の額は、会長は日額１１，０００円、委員及び関係者は日額9，０００円とする。
（庶務）
第８条　懇話会の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。
（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が決定する。

附　則
この要綱は、平成１９年１月１０日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年３月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

加古川市男女共同参画社会づくり懇話会委員名簿

氏　名	所　属
伊　藤　講　平	一般社団法人加古川労働者福祉協議会　副理事長
大　浦　綾　子	弁護士
小　川　真知子	ＮＰＯ法人ＳＥＡＮ 理事長
甲　斐　麗　佳	市民委員
黒　田　涼　子	ＮＰＯ法人ワーク・ライフ・コンサルタント ＷＬＢコンサルタント
瀬　嶋　宏　枝	市民委員
日　坂　　彰	加古川商工会議所　事務局次長
福　島　充　人	一般社団法人日本男性相談フォーラム　代表理事
福　島　由美子	ＮＰＯ法人フェミニストカウンセリング神戸　理事
宝　来　美由紀	志方西小学校 校長
松　田　信　樹	兵庫大学 教育学部 教育学科 学科長

任期：令和９年６月 30 日まで　　（五十音順）